

葉山パブリックゴルフ練習場利用約款

第1条. (約款の適用)

葉山パブリックゴルフ練習場（以下「当練習場」という）の施設を利用される方は、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

第2条. (休場日、開閉場時間)

当練習場の休場日と開閉場時間は別の定めるところによります。但し、天災、天候又は当練習場の都合等のやむを得ない事情により臨時的に休場したり、又は開閉場時間を変更したりすることがあります。

第3条. (当練習場利用の拒絶)

下記の各号に該当する方は、当練習場の利用をお断りいたします。

1. 暴力団対策法による指定暴力団その他これに類する暴力団の構成員。
2. 暴力的言動、賭博、その他公序良俗に反する行為をする恐れのある方。
3. 偽名または他人名義で登録が行われたとき。
4. 泥酔、覚せい剤等の薬物使用のとき。
5. 他の利用者に迷惑をかけ又は不快感を与える恐れがあると当練習場が判断した方。
6. 天災その他やむを得ない事情により、練習場をクローズする時。
7. 他のお客様への迷惑行為や公序良俗に反する方、スタッフへのセクハラやパワハラ行為等、ゴルフ場が相応しくないと判断した方。

第4条. (当練習場利用継続の拒絶)

下記の各号に該当する方は、当練習場の利用継続をお断りいたします。当練習場から利用継続拒絶の通知を

受けた方は、練習の途中であっても直ちに中止し、速やかに当練習場から退去していただきます。

この場合、お支払いいただいた利用料金は返却致しません。

1. 当練習場の利用開始後に、第3条に該当する事が判明した方。
2. その他の理由により当練習場の利用を継続することが好ましくないと当練習場が判断した方。

第5条. (掲示等による告示の遵守)

利用者は場内掲示又は口頭による告示を遵守していただきます。

第6条. (当練習場への持ち込み禁止品)

1. 鉄砲刀剣類。
2. ペットを含む動物（但し、ゲージに収納された小型の犬、猫は除く）
3. 悪臭を放つもの。
4. 発火、爆発の恐れがあるもの。

5. 騒音を発するもの。
6. 食べ物類（弁当他）。
7. 他人に迷惑・危険を及ぼし又は不快感を与える恐れのあるもの。

第7条. (当練習場での禁止行為)

1. 賭博、その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、広告宣伝等の行為。（特に許可する場合を除く）
3. 打席ゴルフマット以外でのプレー、打席マット、打席間仕切の移動。
4. プレーヤー以外の打席ゾーンへの立入り
5. 通路等打席以外での素振り。
6. 指定打席以外での練習。
7. ボールの置き置き持ち帰り、また他練習場のボール持ち込み。
8. 芝生、人工芝、倉庫、スタッフ事務所等立入禁止区域への侵入。
9. 無断での当練習場の利用、立ち入り、見学、写真撮影、録音、録画等
10. 他人に迷惑・危険を及ぼし又は不快感を与える行為。
11. 当ゴルフ場の許可を得ない方のレッスン等の営業行為。

第8条 当練習場では「長尺クラブ」（当練習場においては、シャフトの長さが45インチ以上のクラブを指します）

の使用を危険防止のため禁止いたします。当該クラブの使用は絶対におやめください。万一こうしたクラブを使用して事故が発生した場合、使用者責任となり、当練習場は責任を負いません。

第9条. (金銭、高価品、携帯品、自動車等の保管責任)

当練習場での金銭、高価品、携帯品、自動車等の盗難、紛失、損害等の事故については当練習場は一切責任を負いません。

第10条. (エチケット・マナーの遵守)

1. 当練習場では、他人に迷惑をかけたり不快感を与えないようエチケット・マナーを遵守して下さい。
2. 荷物等を置いての打席の確保はしないで下さい。
3. 打席以外でクラブは振らないで下さい。

第11条. (人身事故等の場合の応急処置)

万一人身事故が起きた場合は、直ちに練習を中止し、当練習場に連絡して下さい。

第12条. (用具の確認)

利用者は、練習後、クラブ等の確認をして下さい。確認後の用具の不足、瑕疵等については当練習場は一切責任を負いません。

第13条. (宅配便の取扱い)

宅配便荷物の破損又内容物の過不足等については当練習場は一切責任を負い

ません。利用者がゴルフクラブ以外のものを
宅配便で送られる場合はあらかじめ連絡して下さい。

第 14 条. (火気使用の禁止)

当練習場内での火気使用又は所定場所以外での喫煙は禁止します。

第 15 条. (マンリフトの使用)

マンリフトをご利用の際は運行注意事項を守り、利用して下さい。特に、
手、足等を外側に出さないで下さい。

第 16 条. (当練習場に損害を与えた場合の弁償)

利用者が、故意又は過失により当練習場の施設に損害を与えた場合は、その
損害額を弁償して頂きます。

第 17 条. (違背の場合の責任)

利用者が、本約款に違背して第三者に障害等の事故を発生させた場合、又は
自分が傷害等の被害を受けた場合は、当練習場は一切の損害賠償等の責任を
負いません。

第 18 条 (飲酒運転の禁止)

当練習場への往復時および当練習場内においては、絶対に飲酒運転を行わな
いください。当ゴルフ場は、レストラン・売店等当練習場内の全施設にお
いて、運転者に対するアルコール類の提供を一切お断りいたします。

第 19 条 (IC カードを利用できない場合、責任制限)

本練習場は IC カード制となっておりますが、次の場合、IC カードをご利用
いただけないことがあります。

1. カードの破損、端末機の故障、通信設備及び回線の故障、停電、コンピ
ューター設備の異常並びにシステムの一部又は全部をメンテナンスによ
り休止とする場合等により、当練習場でカードの記録を読み取ること、
若しくは確認することができないとき。
2. カードが違法、又は不正に取得されたものであるとき。
3. カードが偽造、変造、又は不正に作成されたものであるとき。

第 20 条 (当練習場が発行する金券・プリペイドカード・IC カード等のサービスにつ
いて) 当練習場は、いつでも、当ゴルフ場が発行する金券・プリペイドカード・IC
カード等のサービスを変更することができるものとします。

第 21 条 (土日祝日料金の特例)

当練習場は、ゴールデンウィーク (4 月 29 日から 5 月 6 日までの間)、年末
年始 (12 月 28 日から翌年 1 月 3 日までの間)、お盆時期 (8 月 12 日から
8 月 16 日までの間) の平日については土日祝日料金を適用します。

(付則) 本約款は平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

令和 4 年 8 月 1 日改定